

# 我孫子市いじめ防止基本方針【概要版】

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・いじめは、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・社会全体がいじめの起さない風土づくりに努める。
- ・市、学校、保護者、地域社会及び関係機関の連携の下、それらが一体となって取組を推進する。
- ・いじめは、許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。

### 3 我孫子市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 市が実施する施策

(1) いじめの防止等のための体制整備

※ 「いじめ問題対策連絡協議会」 および 「いじめ防止対策委員会」 の設置

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| (2) 教職員の研修の充実              | (3) いじめの未然防止のための取組の推進 |
| (4) いじめの早期発見のための取組の推進      | (5) いじめの防止等のための啓発活動   |
| (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策 | (7) いじめへの対応           |

### 2 学校の役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定      (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ① いじめの未然防止

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ◆ 全校集会や学級指導における指導 | ◆ 人権教育および道徳教育の充実         |
| ◆ Q-U検査結果の有効活用    | ◆ 「わかる授業」の推進             |
| ◆ コミュニケーション力の育成   | ◆ 安心して学習や行事に取り組める学校環境づくり |

#### ② いじめの早期発見

- |   |             |
|---|-------------|
| ◆ 積極的認知（「チェックリスト」「アンケート」「教育相談」「Q-U検査」の活用） |             |
| ◆ 子どもとの信頼関係の構築                            | ◆ 家庭・地域との連携 |

#### ③ いじめへの早期対応

- ◆ 把握した情報に基づき、いじめ解決のための適切な対応方針を策定
- ◆ 特定の教員で抱え込まず、「いじめを防止するための組織」を中核として速やかに対応
- ◆ 被害児童生徒の事情や心情を考慮し、その児童生徒の状態に合わせた継続的ケアの実施
- ◆ 加害児童生徒への毅然とした指導、および、再発防止に向けた適切な指導の継続
- ◆ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下での取組

◆暴行や傷害等の犯罪行為や重大事態に係る事案への迅速および適切な対応

### 3 保護者の役割

- ①保護する児童生徒の生命及び心身の保護
- ②いじめを認知した場合は、速やかに学校や関係機関等に情報提供および通報
- ③保護する児童生徒へ「いじめが絶対に許されない行為である」ことの徹底指導

### 4 市民等の役割

- ①学校、保護者と協力して、いじめの防止に一丸となって取り組むよう努める。
- ②豊かな人間関係を育むための地域行事やイベント等に、子どもが自主的に参加できるような環境づくりに努める。
- ③いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や保護者、関係機関に情報提供や通報を行う。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 重大事態についての基本的な考え方

#### ・法第28条第1項第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### ・法第28条第1項第2号「相当の期間」

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

### 2 重大事態の発生と調査

- (1)いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、その被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。また、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関等と連携して指導する。
- (2)そのいじめ事案の調査主体は、教育委員会が判断する。
- (3)教育委員会は、調査を行う際、そのいじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査部を、対策委員会の中に設けることができる。

### 3 調査結果の提供及び報告

- (1)教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。
- (2)調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

### 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1)報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときはいじめ再調査委員会を設け、法第28条第1項の規定による調査の結果について「再調査」を行う。
- (2)市長は再調査の実施及び結果を議会に報告する。
- (3)教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、学校の支援を行う。

## 第4章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

- (1)教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を連絡協議会

に提出し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める。

(2)我孫子市いじめ防止基本方針は、連絡協議会による「いじめの防止等のための対策の評価及び検証」に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。